

令和5年度財政援助団体等監査報告書

鳥取市監査委員

目 次

財政援助団体等監査報告書	1
--------------	---

監査の概要

1 出資団体監査

(1) 一般財団法人鳥取市農業公社	8
(農林水産部 農政企画課)	

(2) 株式会社ふるさと鹿野	16
(経済観光部 観光・ジオパーク推進課)	

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 鳥取市鹿野往来交流館	23
(株式会社ふるさと鹿野／経済観光部 観光・ジオパーク推進課)	

(2) 鳥取市鹿野そば道場	29
(株式会社ふるさと鹿野／農林水産部 農政企画課)	

(注) 文中及び各表中の金額は千円単位で表記し、数値は表示単位未満を四捨五入している。
したがって合計と内訳の計が一致しないことがある。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の対象

1 対象団体

(1) 出資団体監査

本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体のうちから、次の2団体を選定し監査を行った。

団体名	所管部署	基本財産	うち鳥取市の 出資金・出捐金 (出資比率)
一般財団法人 鳥取市農業公社	農林水産部 農政企画課	30,000,000円	20,000,000円 (66.67%)
株式会社 ふるさと鹿野	経済観光部 観光・ジオパーク推進課	35,000,000円	17,550,000円 (50.14%)

(2) 指定管理者監査

出資団体が公の施設の指定管理者であるため、次の施設を選定し監査を行った。

施設名	指定管理者	所管部署
鳥取市鹿野往来交流館	株式会社ふるさと鹿野	経済観光部 観光・ジオパーク推進課
鳥取市鹿野そば道場	株式会社ふるさと鹿野	農林水産部 農政企画課

2 対象期間 令和3年度

第3 監査の実施期間

1 実施期間 令和5年4月6日から5月25日まで

2 説明聴取 令和5年5月25日

3 実地調査 令和5年5月25日

第4 監査の方法

鳥取市監査基準に基づき、監査対象団体及び所管部署から関係書類等の提出を求め、これらを通査するとともに次の事項に着眼し、関係書類の確認並びに関係者からの説明の聴取及び実地調査を行う等の方法により実施した。

1 出資団体監査

(1) 出資団体

- ① 設立目的（出資目的に限る。）に沿った事業運営が行われているか。
- ② 経営成績及び財政状態は良好か。
- ③ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。
- ④ 会計処理及び出納関係諸帳簿の整備は適正に行われているか。など

(2) 所管部署

- ① 出資目的に沿った事業の実施状況の把握に努め、必要があれば出資目的達成への配慮（依頼）等を働きかけしているか。など

2 指定管理者監査

(1) 指定管理者

- ① 指定管理施設の管理運営業務は、関係法令、協定書等に沿って適切に実施されているか。
- ② 会計処理及び出納関係諸帳簿の整備は適正に行われているか。など

(2) 所管部署

- ① 指定管理者の指定は適正に行われているか。
- ② 指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているか。など

第5 監査の結果

【一般財団法人鳥取市農業公社】

今回の監査の結果、着眼した事項を含む事務の執行状況は、おおむね適正であることを認めた。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、またはその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

(1) 一般財団法人鳥取市農業公社

農地の借受け、貸付け及び中間保有農地の保全、農作業の受託及び委託等を行うことにより、出資目的に沿った経営を適正に実施し、黒字を維持していた。

農家の高齢化や後継者不足等に対応するため、就農研修者の確保に向けた取組みの強化を図るとともに、引き続き農作業の受託等により地域農業の振興と農村地域の発展に尽力されたい。

(2) 出資団体所管部署（農林水産部 農政企画課）

とっとりふるさと就農舎の継続的な活用を図るため、一般財団法人鳥取市農業公社と協力しながら、就農研修者の確保に取り組まされたい。

今後更なる確かな経営状況の把握に努められるとともに、事業の公共性・公益性・採算性に関する定期的な点検評価を実施して、効率的な事業運営のために必要な助言、指導を行うことにより、円滑な事業実施の支援に努められたい。

【株式会社ふるさと鹿野】

1 結果

今回の監査の結果、着眼した事項を含む事務の執行状況は、おおむね適正であることを認めた。

改善を要する事項（指摘事項）は後述のとおりであり、必要な措置を講じられることを求めるものである。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、またはその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

(1) 株式会社ふるさと鹿野

新型コロナウイルス感染症の影響で、各施設の利用者、売上ともに落ち込んだ年度であった。鳥取市国民宿舎山紫苑は令和2年度、3年度に鳥取市からの指定管理料があったが、赤字収支となり、会社全体でも令和3年度は16,142千円の当期純損失（税引後）を計上していた。

今後は核となる施設である山紫苑の利用者拡大を図り、会社の経営を安定させるとともに、周辺施設の特色を生かし、鹿野地域の発展の中核になるよう尽力されたい。

(2) 出資団体所管部署（経済観光部 観光・ジオパーク推進課）

鹿野地域において、収益性の高い事業と公益性の高い事業の取組みによる効果が公民連

携により実現できるよう努めるとともに、老朽化に向かう指定管理施設等のあり方について検討を行い、必要な助言、指導を行うことにより、円滑な事業実施の支援に努められたい。

(3) 鳥取市鹿野往来交流館指定管理所管部署（経済観光部 観光・ジオパーク推進課）

鹿野往来交流館は、地域住民と観光客の交流の場を提供し、誘客の拠点となっており、鹿野地域はもとより、鳥取市・鳥取県の観光をはじめとするさまざまな情報発信に貢献できる施設である。

しかし、指定管理委託について、条例等に沿った管理運営となっていないもの、基本協定書等に約定されている届出及び承認手続きについて確認できないものが見られた。所管課は、指導する立場であることを踏まえ、条例等の内容について今一度確認し、基本協定書等に定める事項について適切に事務処理されるよう指導されたい。また、施設の管理運営の実態の把握に努め、必要な助言、指導を行うことで適正な施設の管理運営となるよう徹底されたい。

(4) 鳥取市鹿野そば道場指定管理所管部署（農林水産部 農政企画課）

鹿野そば道場は、鹿野地域において特産物であるそばと観光事業の振興により、地域活性化が期待できる施設である。所管課として、利用者の拡大や魅力ある施設づくりに向けた提案事業への助言を行い、積極的に事業が展開されるよう努められたい。また、施設・設備の老朽化に伴う修繕や備品管理について必要な指導、対応を行い、将来に向けて施設のあり方等を検討しながら、事業が円滑に実施されるよう尽力されたい。

2 改善を要する事項（指摘事項）

【鳥取市鹿野往来交流館の関係】

① 開館時間について（その他）《ふるさと鹿野／観光・ジオパーク推進課》

鹿野往来交流館の開館時間については、基本協定書第8条に「交流館の開館時間は、鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に従うものとする。ただし、乙が開館時間の延長を望むときには、あらかじめ甲の承認を得て変更することができる。」とあり、条例施行規則第2条によると「開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。」とある。しかし実際の開館時間は午前9時00分から午後5時30分までであり、市の承認の有無について確認したところ、施設開設当時に口頭で承認をしていたとのことであった。指定管理者にあっては、あらかじめ市長の承認を得るよう適正に事務処理された

い。また、所管課にあつては、指定管理者に対し協定書に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。(基本協定書第8条)

② 休館日について(その他)《観光・ジオパーク推進課》

基本協定書第8条第2項によると、「休業日(臨時)は、あらかじめ甲の承認を得て設定することができる。」とあり、年2回の臨時休業について指定管理者から届出があつたにもかかわらず、課内供覧のみで承認をしていなかった。適正に事務処理されたい。また、年末年始の休館については、届出もなく実施されていた。休館日については、鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例施行規則には何の規定もなく、また、業務仕様書にも開館日は年中無休と記載があり、現状との整合がとれていない状況である。所管課は年末年始の休館の取扱いについて精査されたい。(基本協定書第8条第2項)

③ 指定管理委託について(その他)《ふるさと鹿野/観光・ジオパーク推進課》

指定管理委託について、基本協定書に約定されている、審査基準、提案事業、業務の再委託、修繕に係る届出及び承認の手続について確認ができなかった。指定管理者にあつては、基本協定書に約定されている意味について今一度確認のうえ、適正に事務処理されたい。

また、所管課にあつては指定管理者に対し協定書に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。(基本協定書第11条第3項ほか)

④ 事業計画書について(その他)《観光・ジオパーク推進課》

指定管理者から提出された事業計画書について、基本協定に規定する内容の審査、計画書に対する所管課の判断が不明な状態で供覧されていた。また、事業変更計画書が提出されているが、供覧のみで承認をしていなかった。

協定に約定した意味を今一度確認のうえ、適切に事務処理されたい。(基本協定書第21条)

⑤ 業務報告、事業報告について(その他)《ふるさと鹿野/観光・ジオパーク推進課》

指定管理者による毎月の業務報告や年度終了後の事業報告について、報告書の受理日が不明なもの、供覧されていないものが見られた。また、毎月の業務報告については、基本協定に約定された「苦情及びその対応内容」について報告されていなかった。

協定に約定した意味を今一度確認のうえ、適正に事務処理されたい。(基本協定書第22条)

⑥ 利用料金の決定及び減免について（その他）《ふるさと鹿野／観光・ジオパーク推進課》

利用料金の決定については、「指定管理者が交流館条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定についてはあらかじめ市の承認を受けるものとし」と基本協定書に規定されているが、市の承認を受けていなかった。また、減免については「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用金額を減額し、または免除することができる。」と交流館条例第9条に規定されているが、市長の承認を受けないまま減免していた。

指定管理者にあつては、あらかじめ市長の承認を得るよう適正に事務処理されたい。また、所管課にあつては、指定管理者に対し協定書等に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。（基本協定書第27条ほか）

⑦ 施設利用について（財産）《観光・ジオパーク推進課》

施設利用について、利用料徴収の基準が曖昧な状態で施設運営が行われていた。また、施設屋外にあるお祭り広場については、施設の駐車場として利用されており、一部は施設職員の通勤用車両の駐車場として、行政財産使用許可を出し利用させていた。お祭り広場は交流館条例に利用料が規定されており、その場所を駐車場として利用または利用許可している現状に疑問が生じる。

今一度、施設の現状を確認するとともに、利用料徴収の基準を明確にし、施設利用の公平性を確保されたい。また、利用料金については、現状にあった内容となるよう条例を精査されたい。

⑧ 年度事業評価（モニタリング）について（その他）

《ふるさと鹿野／観光・ジオパーク推進課》

事業収支について、一部数字の記載誤りがあった。また、事業評価書における確認事項について、一部不適切な評価が見られた。モニタリングは指定管理者による施設管理や市民サービスが協定に沿って適切に行われているかを確認し、市が適切な指導を行うことで、業務改善等につながるものである。モニタリングの趣旨を今一度確認し、適正な事業評価となるよう事務改善されたい。

【鳥取市鹿野そば道場の関係】

⑨ 再委託の承認について（その他）《ふるさと鹿野／農政企画課》

指定管理者は、施設警備や消防設備点検等の管理業務の一部を市の承認を受けずに、第三者へ委託していた。また、所管課は指定管理者指定申請書で、管理業務の一部を再委託することを把握していたが、基本協定書締結後、承認を受けるよう適切な指導をしていなかった。基本協定書に基づき、適切に処理されたい。（基本協定書第 14 条）

⑩ 利用料金の決定について（その他）《農政企画課》

利用料金の決定は条例で定める範囲内であらかじめ市長の承認を要するが、指定管理者から提出された協議文書に対し、所管課は意思決定過程を明確にせず決裁行為を行わないまま、事務連絡で承認を通知していた。

所管課は、条例に規定する重要な決定事項について、文書作成の意味と市民への説明責任のありようを今一度確認の上、適切に処理されたい。

（鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例第 7 条、基本協定書第 27 条、鳥取市文書取扱規程第 2 条の 2、鳥取市指定管理者制度運用マニュアル）

第6 監査の概要

【一般財団法人鳥取市農業公社】

1 所管部署の状況

(1) 所管部署 農林水産部 農政企画課

(2) 出資目的

農家の高齢化や後継者不足等に対応するため、農作業の受委託、農地の保全管理、担い手の育成、特産加工品の開発普及、都市との交流、農村文化の伝承事業等を行うことにより、地域農業の振興と農村地域の発展に寄与することを目的とする。

(3) 出資目的達成のための出資者権限行使状況

理事に市幹部職員（農林水産部長）が就任し、団体運営に参画し、必要に応じて助言を行っている。

(4) 出資目的達成のための市の目標や具体的な指標の設定の有無とその評価

市の目標や具体的な指標の設定はしていないが、各会計年度の事業計画は、理事として団体運営に参画している市幹部職員が、理事会の構成員として計画承認に携わっている。

(5) 団体運営又は出資目的事業に係る委託、補助金等支出にかかる事項

①令和3年度一般財団法人鳥取市農業公社運営事業補助金（農政企画課）

②新規就農者研修及び研修圃場等管理業務（農政企画課）

③とっとり農業体験者受入助成事業（農政企画課）

④千代水第二土地区画整理事業地内除草業務【小規模修繕】（都市環境課）

⑤市営住宅青谷城山団地内整地業務（青谷町総合支所産業建設課）

⑥車道除雪業務委託（国府町総合支所産業建設課）

⑦夏泊公園除草業務（青谷町総合支所産業建設課）

⑧観光案内板周辺除草業務（青谷町総合支所産業建設課）

⑨市営青谷駅前第1駐車場除草業務（青谷町総合支所産業建設課）

⑩市道除草業務（青谷町総合支所産業建設課）

⑪青谷町運動公園除草業務（教育委員会事務局青谷町分室）

2 鳥取市農業公社の状況

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成8年4月5日（平成25年4月1日 一般財団法人へ移行）

イ 基本財産 30,000 千円（うち鳥取市出捐金 20,000 千円）

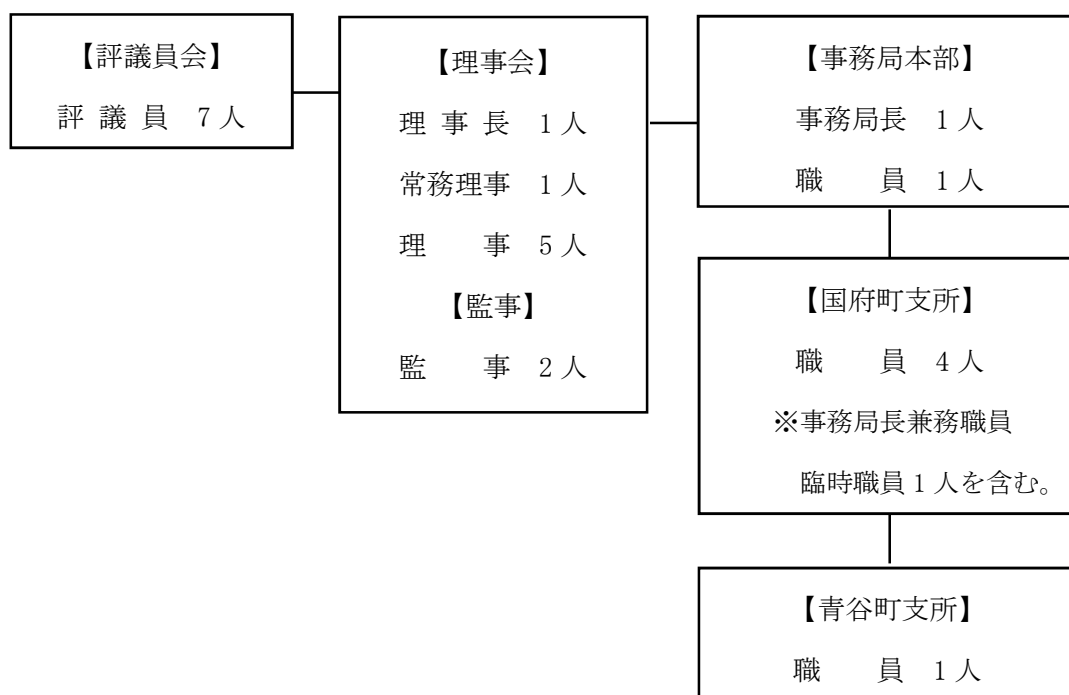
ウ 事業概要

- ①農地の借受け、貸付け及び中間保有農地の保全に関すること
- ②農作業の受託及び委託に関すること
- ③農業用機械の貸出しに関すること
- ④担い手農業者及び農業後継者の育成確保に関すること
- ⑤地域の特産物となる農産物等の開発及び普及に関すること
- ⑥農林水産物の生産、販売及び加工に関すること
- ⑦都市との交流に関すること
- ⑧鳥取市の指定管理施設で行う事業の企画運営及び当該施設の管理に関すること
- ⑨その他この法人の目的を達成させるために必要な事業

エ 執行体制

当社は、役員 16 人（理事長 1 人、理事 6 人、監事 2 人、評議員 7 人）及び職員 6 人（うち臨時職員 1 人を含む。）で構成している。

組織及び職員の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）は次のとおり。



(2) 当年度収支概要

(単位：千円)

事業名	収入	支出	収支差額
事務局費	4,070	10,556	△ 6,486
農地中間管理事業	9,159	7,547	1,612
農地保全等事業	7,361	8,808	△ 1,448
ふるさと就農舎管理運営事業	14,082	11,179	2,904
除草・除雪受託事業	11,207	7,233	3,974
計	45,879	45,323	555

経理に関する事務は、一般財団法人鳥取市農業公社事務処理規程に基づき処理されている。

総勘定元帳、補助元帳、振替伝票、仕訳書、領収書、委託契約書、支払伝票等関係書類を一部抽出し、通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

ア 収入にかかる予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①利用料 2件
- ②作業料 2件
- ③販売収入 1件
- ④受取補助金 2件
- ⑤その他 5件

イ 支出にかかる予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①需用費 4件
- ②役務費 4件
- ③賃借料 2件
- ④支払負担金 1件
- ⑤雑費 1件

(3) 出資目的に係る事業の概要（令和3年度）

地域農業と農村地域の発展のため、農地の利用調整、農業用機械の貸出、新規就農者研修やふるさとアグリスクールなどにより後継者の育成を実施していた。

保有農地を活用し、農業体験者研修圃場として、水稻 136 a、白ねぎ 8 a、果樹園（梨・葡萄）16 a、アスパラガス 9 a、ハウスメロン 3 a、その他野菜 8 a の総面積 1.8 h a の栽培管理を行っていた。

ア 借入・貸付・中間保有農地の状況

区分		借入農地		貸付農地		中間保有農地	
		3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
田	筆数	475 筆	673 筆	475 筆	663 筆	0 筆	10 筆
	面積	81.7 ha	104.4 ha	81.7 ha	103.2 ha	0 ha	1.2 ha
畑	筆数	72 筆	19 筆	72 筆	19 筆	0 筆	0 筆
	面積	11.0 ha	3.8 ha	11.0 ha	3.8 ha	0 ha	0 ha
樹園他	筆数	49 筆	13 筆	49 筆	13 筆	0 筆	0 筆
	面積	4.1 ha	2.3 ha	4.1 ha	2.3 ha	0 ha	0 ha
計	筆数	596 筆	705 筆	596 筆	695 筆	0 筆	10 筆
	面積	96.8 ha	110.5 ha	96.8 ha	109.3 ha	0 ha	1.2 ha

イ 農地利用集積円滑化事業に伴う所有者代理事業

区分		利用権設定	
		3年度	2年度
出し手	件数	17 件	23 件
	面積	4.9 ha	6.0 ha
受け手	件数	6 件	7 件
	面積	4.9 ha	6.0 ha

ウ 農地中間管理事業（農地中間管理機構）

区分		利用権設定	
		3年度	2年度
出し手	件数	324 件	263 件
	面積	134.1 ha	107.7 ha
受け手	件数	73 件	50 件
	面積	133.7 ha	107.3 ha

エ 水稻農作業受託状況

作業内容		公社受託		担い手受託		合計	
		3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
耕耘	件数	13 件	47 件	18 件	17 件	31 件	64 件
	面積等	3.8 ha	4.9 ha	3.6 ha	3.6 ha	7.4 ha	8.5 ha
代掻き	件数	13 件	25 件	14 件	14 件	27 件	39 件
	面積等	2.7 ha	2.6 ha	3.2 ha	3.2 ha	5.9 ha	5.8 ha
田植え	件数	16 件	34 件	29 件	28 件	45 件	62 件
	面積等	2.8 ha	4.1 ha	6.0 ha	3.5 ha	8.8 ha	7.6 ha
刈取り	件数	25 件	52 件	32 件	74 件	57 件	126 件
	面積等	6.5 ha	6.8 ha	16.0 ha	21.0 ha	22.5 ha	27.8 ha
籾運搬	件数	23 件	52 件	14 件	30 件	37 件	82 件
	面積等	37 t	46 t	22 t	135 t	59 t	181 t

(4) 経営状況

収益 45,879 千円（2年度 48,197 千円）、費用 45,323 千円（2年度 42,621 千円）となり、当期損益は前年度に比べ、5,020 千円減の 555 千円（2年度 5,576 千円）となった。

正味財産増減額計算書、貸借対照表は次のとおりである。

ア 正味財産増減計算書

(単位：千円・%)

科 目	3年度	2年度	増減額	増減率
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	45,642	45,086	556	1.2
基本財産運用益	1	3	△ 2	△ 80.0
基本財産受取利息	1	3	△ 2	△ 80.0
特定資産運用益	* 0	* 0	* 0	2.4
特定資産受取利息	* 0	* 0	* 0	2.4
事業収益	34,170	31,111	3,058	9.8
販売収入	7,659	7,589	70	0.9
作業料	3,247	3,541	△ 294	△ 8.3
利用料	3,152	4,210	△ 1,058	△ 25.1
その他	11,207	8,575	2,632	30.7
受託料	8,905	7,197	1,708	23.7
受取補助金等	11,220	13,728	△ 2,508	△ 18.3
受取補助金	10,190	12,682	△ 2,493	△ 19.7
受取助成金	1,031	1,046	△ 15	△ 1.5
雑収益	252	244	8	3.2
雑収益	252	244	8	3.2
受取利息	* 0	* 0	* 0	51.9
(2) 経常費用	41,323	42,321	△ 998	△ 2.4
事業費	33,291	35,029	△ 1,739	△ 5.0
人件費	17,196	16,358	838	5.1
会議費	30	30	0	0
旅費	16	0	16	皆増
需用費	6,860	6,377	483	7.6
役務費	627	609	17	2.9
委託料	1,634	1,320	314	23.8
使用料及び賃借料	4,649	5,718	△ 1,068	△ 18.7
原材料費	△ 1	74	△ 75	△ 101.4
消耗備品費	0	210	△ 210	皆減
租税公課	1,937	1,088	849	78.0
支払負担金	54	51	3	6.6
支払助成金	100	100	0	0
減価償却費	0	3,000	△ 3,000	皆減
雑費	189	95	95	99.8
管理費	8,033	7,292	740	10.2
人件費	4,886	5,181	△ 295	△ 5.7
会議費	116	80	36	44.5
事務費	199	193	6	2.9
施設費	539	464	75	16.2
消耗備品費	0	15	△ 15	皆減
租税公課	802	393	409	103.9
支払負担金	5	5	1	10.9
支払利息	5	0	5	皆増
減価償却費	1,476	952	524	55.0
雑費	4	8	△ 4	△ 48.7
評価損益等調整前当期経常増減額	4,319	2,765	1,554	56.2
評価損益等計	0	0	0	—
当期経常増減額	4,319	2,765	1,554	56.2

2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益		237	3,111	△ 2,875	△ 92.4
前期修正益		237	1,111	△ 875	△ 78.7
雑収益		0	2,000	△ 2,000	皆減
(2) 経常外費用		4,000	300	3,700	1,233.3
固定資産処分損		0	* 0	△ 0	△ 100.0
雑損失		0	300	△ 300	皆減
機械等整備積立金繰入		4,000	0	4,000	皆増
当期経常外増減額		△ 3,763	2,811	△ 6,575	△ 233.9
当期一般正味財産増減額		555	5,576	△ 5,020	△ 90.0
一般正味財産期首残高		18,140	12,564	5,576	44.4
一般正味財産期末残高		18,695	18,140	555	3.1
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額		0	0	0	—
指定正味財産期首残高		30,000	30,000	0	0
指定正味財産期末残高		30,000	30,000	0	0
III 正味財産期末残高					
		48,695	48,140	555	1.2

(注)「*」は500円未満の金額を表す。

イ 貸借対照表

(単位：千円・%)

科 目	3 年度	2 年度	増減額	増減率
I 資産の部	69,088	63,301	5,787	9.1
1 流動資産	27,034	21,401	5,633	26.3
現金預金	18,456	15,526	2,929	18.9
売掛金	84	91	△ 7	△ 8.1
未収金	8,380	5,718	2,662	46.6
貯蔵品	88	52	36	69.3
前払金	25	14	11	79.0
前払費用	2	0	2	皆増
2 固定資産	42,054	41,900	154	0.4
(1) 基本財産	30,000	30,000	0	0
定期預金	30,000	30,000	0	0
(2) 特定資産	6,526	5,050	1,476	29.2
減価償却引当資産	6,526	5,050	1,476	29.2
(3) その他固定資産	5,528	6,850	△ 1,322	△ 19.3
構築物	55	94	△ 39	△ 41.4
車両運搬具	5,416	6,694	△ 1,278	△ 19.1
投資有価証券	30	30	0	0
長期前払費用	27	32	△ 5	△ 16.9

科 目	3 年 度	2 年 度	増 減 額	増 減 率
II 負債の部	20,393	15,161	5,231	34.5
1. 流動負債	5,576	3,411	2,165	63.5
未払金	3,582	2,707	875	32.3
預り金	66	58	7	12.6
未払法人税等	350	81	269	332.1
未払消費税等	1,578	564	1,014	179.6
2. 固定負債	14,817	11,750	3,067	26.1
長期借入金	4,817	5,750	△ 933	△ 16.2
修繕引当金	2,000	2,000	0	0
機械等整備積立金	8,000	4,000	4,000	100
III 正味財産の部	48,695	48,140	555	1.2
1. 指定正味財産	30,000	30,000	0	0
(うち基本財産への充当額)	30,000	30,000	0	0
2. 一般正味財産	18,695	18,140	555	3.1
(うち特定財産への充当額)	6,526	5,050	1,476	29.2
負債及び正味財産合計	69,088	63,301	5,787	9.1

【株式会社ふるさと鹿野】

1 所管部署の状況

(1) 所管部署 経済観光部 観光・ジオパーク推進課

(2) 出資目的

収益性事業と公益性の高い事業の取組みによる連関効果を公民連携することにより実現し、鹿野地域における新たな拠点機能を担っていく組織として事業展開を推進する。

(3) 出資目的達成のための出資者権限行使状況

取締役由市幹部職員2名（経済観光部長・農林水産部長）が就任しており、安定・継続的な管理運営を確保するため、必要に応じて助言を行っている。

(4) 出資目的達成のための市の目標や具体的な指標の設定の有無とその評価

市の目標や具体的な指標の設定はしていないが、温泉宿泊施設、特産品の製造、販売や飲食サービスの提供といった収益性の高い事業と、まちづくりや体験交流といった公益性の高い事業の取組みによる効果を公民連携により実現していく。

(5) 団体運営又は出資目的事業にかかる委託、補助金等支出にかかる事項

ア 公の施設の指定管理委託

- ①鳥取市国民宿舎山紫苑（観光・ジオパーク推進課）
- ②しかの温泉館（観光・ジオパーク推進課）
- ③鳥取市鹿野往来交流館（観光・ジオパーク推進課）
- ④鳥取市鹿野そば道場（農政企画課）
- ⑤鳥取市鹿野おもしろ市場（農政企画課）
- ⑥鳥取市鹿野ふるさと加工所（農政企画課）

イ 事務・事業委託

- ①花ショウブ畑圃場（鹿野町総合支所地域振興課）
- ②モア除草（鹿野町総合支所地域振興課）
- ③鹿野支所前ハス田耕運（鹿野町総合支所地域振興課）

ウ 補助及び交付金

- ①農作業受託組織等体制整備支援事業補助金（農政企画課）
- ②鳥取市観光産業復興再生支援事業補助金【国民宿舎山紫苑】（観光・ジオパーク推進課）
- ③中山間地域等直接支払交付金（農村整備課）

2 ふるさと鹿野の状況

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成 16 年 10 月 5 日

イ 基本財産 35,000 千円（うち鳥取市出資額 17,550 千円）

(ア) 株数 700 株（1 株：5 万円）

(イ) 内訳 自己株式 39 株

鳥取市 351 株

その他 310 株（131 名）

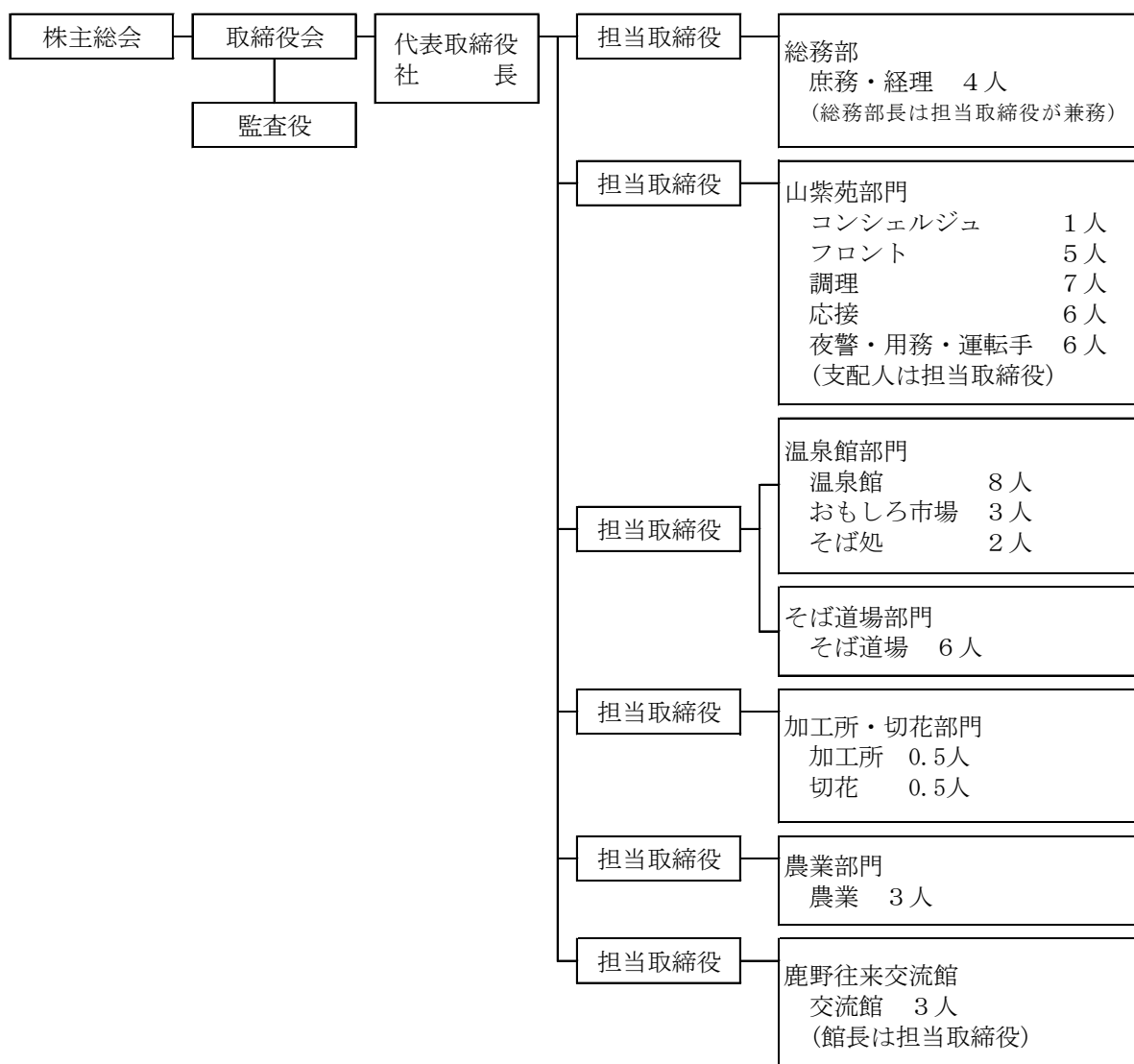
ウ 事業概要

- ①温泉浴施設、温泉宿泊施設、飲食施設の管理、運営
- ②鹿野地域の食品、民芸品等地域特産品の加工施設、販売施設の管理、運営
- ③鹿野地域の食品、民芸品等地域特産品の生産、開発、製造、販売
- ④旅行の企画、立案及び斡旋に関する業務
- ⑤観光に関する情報の収集、提供
- ⑥公共施設の管理、運営に関する業務の受託
- ⑦公園、遊歩道等の樹木の剪定、病虫害防除、草刈等による維持管理及び施工の受託
- ⑧農林業の生産、保育に関する業務及び受託
- ⑨温泉入浴による健康づくり、介護サービスに関する業務
- ⑩地域開発に関する事業の調査、企画、研究の受託
- ⑪郵便切手類の販売及び印紙の売りさばきに関する業務
- ⑫酒類の販売に関する業務
- ⑬前各号に付帯する一切の業務

エ 執行体制

当団体は、役員 9 人、（代表取締役社長 1 人、代表取締役専務 1 人、取締役 5 人、監査役 2 人）で構成している。

組織及び職員の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）は次のとおり。



(2) 当年度収支概要

(単位：千円)

部 門	事 業 収 入	事 業 費 用	税引前純損益
総 務	3,751	3,751	0
山 紫 苑	148,384	174,403	△ 26,019
ホ ッ ト ピ ア 鹿 野	38,139	29,818	8,321
鹿 野 そ ば 道 場	24,889	22,684	2,205
そ ば 処	8,871	9,257	△ 386
お も し ろ 市 場	7,181	8,658	△ 1,477
ふ る さ と 加 工 所	4,563	5,513	△ 950
青 果 切 花	31,062	30,726	336
農 業	28,408	27,950	457
鹿 野 往 来 交 流 館	18,966	17,364	1,602
計	314,215	330,125	△ 15,910

経理に関する事務は、株式会社ふるさと鹿野経理規程に基づき処理されている。

総勘定元帳、振替元帳、仕訳書、領収書、委託契約書、支払伝票等関係書類を一部抽出し、通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

ア 収入に係る予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

①受託料 2件

②雑収入 2件

③国庫補助金 1件

イ 費用に係る予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

①機械及び装置 1件

②備品費 4件

③修繕費 1件

(3) 出資目的に係る事業の概要（令和3年度）

ア 鳥取市国民宿舎山紫苑

源泉かけ流しの鹿野温泉を利用した宿泊施設として、名物のすっぽん料理や鳥取和牛、山陰の旬の食材を使った料理を提供し宿泊や休憩客の集客を図る。

利用客数宿泊者 6,177人（2年度 6,245人）

休憩者 2,360人（2年度 2,100人）

計 8,537人（2年度 8,345人）

イ しかの温泉館

鹿野温泉を利用しサウナを備えた公衆浴場として集客を図る。

利用者数 98,404人（2年度 80,642人）

ウ 鳥取市鹿野そば道場

地元鹿野産そばを使用した十割そばの提供とそば打ち体験ができる集客施設。

利用者数 18,761人（2年度 16,821人）

エ 鳥取市鹿野おもしろ市場

地元農家が出荷した野菜類や山菜、切花の他、地域の加工食品の販売。

利用者数 37,282人（2年度 39,405人）

オ そば処

鹿野そば道場で製麺した十割そば使用し、併設のおもしろ市場の野菜類を使用した一品料理と共にそば食を提供している。

利用者数 10,286 人（2年度 9,931 人）

カ 鳥取市鹿野ふるさと加工所

自社栽培のもち米を使用し好評なもち餅や白餅、黒豆きな粉製造販売、併せて地元鹿野産玄そばを使用し製造委託している乾麺を道の駅やJ A直販店へ販売する。

キ 青果切花

鳥取花市場、倉吉花市場から仕入れた切花をセットしてJ A直販店や道の駅に卸す。また、青果市場からの仕入野菜をおもしろ市場に商品補充として卸す。

ク 農業

耕作不能者を含め地域の農家の稲作やそば生産受託作業や利用権設定農地の稲作、そば生産、野菜栽培、ハウス野菜の栽培、蓮根の栽培などを手掛ける。

ケ 鳥取市鹿野往来交流館

鹿野地域はもとより、鳥取市西地域の団体、グループと連携しながら地域資源を掘り起こし活用して各種イベントを企画開催し、また、地域の歴史や文化などに関する館内展示により様々な観光情報を発信して交流人口の拡大を図る。

利用者数 10,857 人（2年度 9,369 人）

(4) 経営状況

営業収益は 281,486 千円（2年度 274,943 千円）、営業費用は 327,892 千円（2年度 312,317 千円）、営業外収益は、32,406 千円（2年度 39,646 千円）、営業外費用は 1,910 千円（2年度 1,841 千円）で、経常損失は 15,910 千円（2年度経常利益 431 千円）となり、特別利益、特別損失、法人税、住民税及び事業税を差引いた当期純損失は 16,142 千円（2年度当期純利益 198 千円）となった。

損益計算書、貸借対照表は次のとおりである。

ア 損益計算書

(単位：千円・%)

科 目	3年度	2年度	増減	増減率
売上高	281,486	274,943	6,543	2.4
売上原価	68,954	65,122	3,832	5.9
期首たな卸高	0	0	0	—
仕入高	68,954	65,122	3,832	5.9
期末たな卸高	0	0	0	—
売上総利益	212,532	209,821	2,711	1.3
販売費及び一般管理費	258,938	247,195	11,743	4.8
営業損失	46,406	37,374	9,032	24.2
営業外収益	32,406	39,646	△ 7,239	△ 18.3
受取利息	* 0	* 0	* 0	25.1
雑収入	32,406	39,645	△ 7,240	△ 18.3
営業外費用	1,910	1,841	69	3.7
支払利息	1,680	1,511	169	11.2
雑損失	229	330	△ 101	△ 30.5
経常利益(損失)	△ 15,910	431	△ 16,340	△ 3,794.4
特別利益	323	2,500	△ 2,177	△ 87.1
国庫補助金	323	2,500	△ 2,177	△ 87.1
特別損失	323	2,500	△ 2,177	△ 87.1
国庫補助金圧縮損	323	2,500	△ 2,177	△ 87.1
税引前当期純利益(損失)	△ 15,910	431	△ 16,340	△ 3,794.4
法人税・住民税及び事業税	233	233	0	0.0
当期純利益(損失)	△ 16,142	198	△ 16,340	△ 8,247.0

(注)「*」は500円未満の金額を表す。

イ 貸借対照表

(単位：千円・%)

科 目	3年度	2年度	増 減	増減率
I 資産の部	133,976	98,910	35,066	35.5
1 流動資産	103,930	75,325	28,605	38.0
(1) 当座資産	71,357	46,012	25,345	55.1
現金	2,140	1,935	205	10.6
普通預金	69,217	44,077	25,140	57.0
定期預金	0	0	0	—
(2) 棚卸資産	12,541	11,495	1,046	9.1
商品	1,612	2,144	△ 533	△ 24.8
資材	676	853	△ 177	△ 20.8
原材料	7,007	6,113	893	14.6
食材	176	186	△ 10	△ 5.6
貯蔵品	3,071	2,198	873	39.7
(3) その他流動資産	20,031	17,818	2,214	12.4
未収入金	20,012	17,477	2,535	14.5
立替金	0	0	0	—
仮払金	20	341	△ 321	△ 94.2
2 固定資産	30,046	23,585	6,461	27.4
(1) 有形固定資産	28,646	21,865	6,781	31.0
建物	6,298	7,565	△ 1,266	△ 16.7
構築物	232	364	△ 132	△ 36.3
機械及び装置	3,506	4,470	△ 965	△ 21.6
器具及び備品	1,429	1,748	△ 320	△ 18.3
車輛運搬費	1,667	2,167	△ 500	△ 23.1
建物付属設備	9,964	0	9,964	皆増
土地	5,551	5,551	0	0
(2) 無形固定資産	0	320	△ 320	皆減
無形固定資産	0	320	△ 320	皆減
(3) 投資その他資産	1,400	1,400	0	0
出資金	1,150	1,150	0	0
保証金	250	250	0	0
II 負債の部	178,112	126,904	51,208	40.4
1 流動負債	25,776	41,084	△ 15,308	△ 37.3
(1) 買掛金	11,510	11,955	△ 445	△ 3.7
(2) 未払費用	12,350	20,074	△ 7,724	△ 38.5
(3) 預り金	395	385	10	2.6
(4) 未払法人税等	233	233	0	0
(5) 借入金	65	65	*	0
(6) 未払消費税	1,223	373	851	228.3
(7) 短期借入金	0	8,000	△ 8,000	皆減
2 固定負債	152,336	85,820	66,516	77.5
(1) 長期借入金	152,336	85,820	66,516	77.5
III 資本の部	△ 44,137	△ 27,994	△ 16,142	57.7
1 資本金	35,000	35,000	0	0
(1) 自己資本金	35,000	35,000	0	0
2 利益剰余金	△ 77,187	△ 61,044	△ 16,142	26.4
(1) 任意積立金	49,000	49,000	0	0
別途積立金	49,000	49,000	0	0
(2) 当期末処理欠損金 (内当期純利益(損失))	126,187	110,044	16,142	14.7
	△ 16,142	198	△ 16,340	△ 8,247.0
3 自己株式	△ 1,950	△ 1,950	0	0
負債及び資本の部合計	133,976	98,910	35,066	35.5

(注)「*」は500円未満の金額を表す。

3 公の施設の指定管理者監査

管理している公の施設

施設名	指定管理料（千円）	所管部署
しかの温泉館	0	経済観光部 観光・ジオパーク推進課
鳥取市国民宿舎山紫苑	28,720	
鳥取市鹿野往来交流館	18,159	
鳥取市鹿野そば道場	0	農林水産部 農政企画課
鳥取市鹿野おもしろ市場	0	
鳥取市鹿野ふるさと加工所	0	

上記施設から鳥取市鹿野往来交流館、鳥取市鹿野そば道場の2施設を監査対象とした。

(1) 鳥取市鹿野往来交流館

ア 施設の概要

設置目的 地域の歴史及び文化並びに本市の観光情報の発信並びに住民と来訪者の交流を通して、観光振興及び地域の活性化を図る。

根拠条例 鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例（以下「交流館条例」という。）

所在地 鳥取市鹿野町鹿野1353番地

設置年月 平成22年4月

施設概要 ・木造平屋建

・敷地面積 1,647 m²

・延床面積 411.90 m²

・施設・設備の内容

<屋内>多目的スペース、和室、休憩・交流スペース、交流・情報スペース、展示・販売コーナー、展示・情報スペース、調理室、パントリー、事務室、その他（エントランスホール、トイレ等）
<屋外>お祭り広場

イ 指定管理者の選定及び基本協定等

(ア) 選定の方法

当施設は、「鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱」第4-1-(7)に該当するため、公募によらず指定管理者候補の選定を行った。

これにより指定管理者選考委員会の審査を経て、株式会社ふるさと鹿野を指定管理者候補として選定し、議会の議決に基づき指定管理者に指定した。

(イ) 基本協定等の内容

基本協定、令和3年度協定の主な内容は、次のとおりである。

a 基本協定

(ア) 指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
(イ) 管理業務の範囲	<ul style="list-style-type: none">・ 交流館の利用の許可及び必要な利用の制限に関する業務・ 交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務・ 交流館の運営に関する業務・ 地域情報及び観光情報の発信に関する業務 等・ 上記のほか、交流館の管理上、鳥取市が必要と認める業務
(ウ) 管理業務実施条件	<ul style="list-style-type: none">・ 交流館の開館時間は、鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「交流館条例施行規則」という。）に従うものとする。ただし、乙が開館時間の延長を望むときには、あらかじめ甲の承認を得て変更することができる。【指摘事項①】・ 休業日（臨時）は、あらかじめ甲の承認を得て設定することができる。【指摘事項②】
(エ) 利用の許可	<ul style="list-style-type: none">・ 交流館条例、交流館条例施行規則等に従い、適切にこれらを行わなければならない。・ 管理業務を開始する日までに、甲の承認を得て、管理業務を実施するために必要な審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めて公にするとともに、これらを甲に届け出なければならない。【指摘事項③】

(オ) 提案事業	指定管理者が管理業務範囲外の提案事業を実施する場合、提案事業計画書を提出し、事前に市の承認を受けなければならない。【指摘事項③】
(カ) その他の収入の取扱	指定管理者は、管理業務に付随して発生する自動販売機設置手数料及び提案事業による収入を指定管理者の収入として収受することができる。
(キ) 再委託の禁止	管理業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ鳥取市の承認を受けたときは、管理業務の一部を第三者に委託することができる。【指摘事項③】
(ク) 修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が修繕等をする場合、事前に市と協議し、市の承認を得たうえで実施するものとする。 ・ 指定管理料で支払う修繕費は年度協定で定める。 【指摘事項③】
(ケ) 備品等	指定管理者と備品使用貸借契約を締結し、備品等は無償で貸与する。
(コ) 事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者は2月末日までに当該年度の翌年度に係る事業計画書を市に提出すること。市はその内容を審査し、必要に応じて指示を行うこと。 ・ 事業計画書の内容を変更しようとするときは、事業変更計画書を提出し、市の承認を受けるものとする。 【指摘事項④】
(サ) 業務報告等	指定管理者は、利用状況、実施した事業の内容及び実績、苦情及びその対応内容等について、毎月終了後10日以内に業務報告書を市に提出すること。 【指摘事項⑤】
(シ) 事業報告等	指定管理者は、管理業務の実施状況、利用者数及び収入の実績、管理業務に係る収支及び予算の状況等について事業報告書を作成し、毎年度終了後30日以内に市に提出すること。【指摘事項⑤】

(ス) 業務実施状況の確認と改善指示	市は、指定管理者から提出された報告書等の内容を確認のうえ、必要に応じて指定管理者に対して業務の改善を指示する。指定管理者は、業務の改善指示を受けた場合、速やかに応じなければならない。
(セ) 満足度調査	指定管理者は、管理業務の実施に係る利用者等の意見、要望等について、年2回以上満足度調査を実施し、その結果と対応策を市に報告するとともに的確に管理業務に反映するよう努めなければならない。
(ソ) 利用料金に関すること	利用料金は交流館条例に規定する利用料金の範囲内で、事前に市の承認を受け指定管理者が決定し、指定管理者の収入とすること。【指摘事項⑥】
(タ) 指定管理料	管理業務実施の対価として市が支払う指定管理料は、年度協定に定めるものとする。
(チ) 剰余金	指定管理者は、業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いを市と協議すること。

b 年度協定

(ア) 指定管理料	18,159,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
(イ) 修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指定管理料のうち367,000円（消費税及び地方消費税を含む。） ・10,000円以上の剰余が生じた場合、剰余金全額を鳥取市が指定する方法により、決算終了後速やかに納付すること。

ウ 管理の概要

(ア) 事業の実施状況

基本・年度協定書及び業務仕様書に則した公共サービス、施設の維持管理の実施のほか、企画展やスタンプラリーなど事業を実施していた。

(イ) 所管部署の指導監督

毎月、施設の利用状況や実施した事業の内容、館内アンケートの集計結果等の報告を受けていた。また、年度終了後に事業報告を受けていたが、事業収支に一部記載誤りが見られた。【指摘事項⑧】

(ウ) 収支の状況

(単位：千円)

	項目	金額	説明
収入	喫茶売上	473	
	売店売上	1,140	
	利用料	1	
	委託販売手数料	23	自動販売機手数料等
	指定管理料	16,508	
	雑収入	821	コロナ関係補助金、企画参加料等
	合計(A)	18,966	
支出	人件費	10,178	給与、福利厚生費等
	管理運営費	7,157	光熱水費、修繕費、委託料等
	その他費用	29	公課費
	合計(B)	17,364	
差引収支差額 (A) - (B)		1,602	

※消費税及び地方消費税を除く。

エ 施設維持管理の状況

(ア) 施設内外の管理状況

施設内外全般の状況について確認したところ、清掃・整理整頓がされ、良好に管理されていた。また、協定書等に定める設備保守点検等について、各点検結果報告書等関係書類を通査したところ、適正に管理されていた。

(イ) 安全対策

業務仕様書に規定する事故対応マニュアルは作成されていた。しかし、防火管理者選任届について、業務仕様書には、「防火管理者については、選任届を市に提出する。」と規定されているが、所管課に提出されていなかった。

(ウ) 施設利用にかかる処理

施設利用について、指定管理者は利用規約を作成して処理に当たっていたが、減免基準については規定されていなかった。【指摘事項⑦】

関係書類（利用申込書、減免申請書、使用料領収書等）を一部抽出して確認したところ、適正に処理されていた。

(エ) 物品等の管理

市所有の備品は、使用貸借契約に基づき、おおむね適正に使用、管理されていた。

(オ) 施設の目的外使用

指定管理施設における自動販売機の設置、施設に通勤する職員の通勤用車両の駐車場使用について、行政財産使用許可申請書、使用料減免申請書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(カ) 満足度調査及び事業評価

・基本協定書に基づく満足度調査を毎月実施し、積極的に利用者の要望等の把握に努め、その結果と対応について市に報告するとともに、適確に業務に反映していた。3年度事業評価について、求める管理水準が適切に実施されているとの評価であった。

・事業評価（モニタリング）について、事業評価書、年間実施計画・実施状況表、施設利用状況表、事業収支等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。【指摘事項⑧】

(2) 鳥取市鹿野そば道場

ア 施設の概要

設置目的 特産物振興と観光事業の振興に資する。

根拠条例 鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例（以下「そば道場条例」という。）

所在地 鳥取市鹿野町鹿野 2 4 4 8 - 9 他

設置年月 平成 9 年 9 月

施設概要 ・木造一部 RC 瓦葺き平屋建て

・敷地面積 2 1 3 4 . 5 2 m²

・延床面積 3 3 2 . 5 8 m²

・施設内容 そば打ち体験道場、味わい室、準備室、製粉室、原料室

イ 指定管理者の選定及び基本協定等

(ア) 選定の方法

「鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱」第 4 - 1 - (7)に該当するため、公募によらず指定管理者候補者の選考を行った。

これにより指定管理者選考委員会の審査を経て、株式会社ふるさと鹿野を指定管理者候補として選定し、議会の議決に基づき指定管理者に指定した。

(イ) 基本協定等の内容

基本協定、令和 3 年度協定の主な内容は、次のとおりである。

a 基本協定

(ア) 指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
(イ) 管理業務の範囲	・そば道場の利用に関する業務 ・そば道場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・玄そばの保管及び製粉に関する業務
(ウ) 利用の許可	指定管理者は、そば道場の利用の許可又はそば道場における行為の許可等の処分を行うに当たっては、そば道場条例、そば道場条例施行規則等に従い、適切に行わなければならない。

(エ) 提案事業	指定管理者は、管理業務の範囲外で事業を行う場合、提案事業計画書を提出し、あらかじめ市の承認を受けなければならない。
(オ) その他の収入の取扱	管理業務に付随して発生する収入(自動販売機設置手数料)及び提案事業による収入を指定管理者の収入として収受することができる。
(カ) 再委託の禁止	指定管理者は、管理業務を第三者へ委託してはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けたときは、管理業務の一部を第三者に委託することができる。 【指摘事項⑨】
(キ) 修繕	指定管理者は、事前に市と協議し、市の承認を得たうえで実施する。
(ク) 備品等	指定管理者は、市と備品使用貸借契約を締結し、無償で貸与を受ける。
(ケ) 事業計画書	指定管理者は、各年度の2月末日までに当該年度の翌年度に係る事業計画書を提出しなければならない。
(コ) 業務報告等	指定管理者は、毎月終了後10日以内に、毎月の利用状況、実施した事業の内容及び実績、苦情およびその対応内容等について、業務報告書を作成し市に提出する。
(サ) 事業報告等	指定管理者は、事業実施状況について、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。
(シ) 業務実施状況の確認と改善指示	指定管理者による業務実施が、仕様書等の条件を満たしていない場合は、市は業務の改善を指示する。
(ス) 満足度調査	指定管理者は、管理業務の実施に係る利用者等の意見、要望等について、年2回以上満足度調査を実施し、その結果とその後の対応策を市に報告する。
(セ) 利用料金に関すること	利用料金は、そば道場条例に規定する利用料金の範囲内において、あらかじめ市の承諾を受け指定管理者が定め、指定管理者の収入とすること。【指摘事項⑩】

(ソ) 指定管理料	指定管理者は、管理業務実施のための経費として、利用料金、提案事業による収入等を充てることとし、市は指定管理料を支払わない。
(タ) 剰余金	そば道場に係る業務の実施により多大な利益があった場合は、その取扱いについて市と協議する。

b 年度協定

(ア) 指定管理料	基本協定書のとおり、指定管理料は支払わない
(イ) 修繕費	基準修繕費 267 千円を超えるまで指定管理者の負担により実施し、基準修繕費を上回った場合は市と協議のうえ、原則として市が負担する。

ウ 管理の概要

(ア) 事業の実施状況

そばの生産から販売、消費まで行う施設として、そば打ち体験、施設の維持管理等を主な業務として実施していた。

施設の利用状況は、次のとおりである。

区分	単位	3 年度	2 年度	元年度
開館日数	日	312	280	313
延べ人数	人	18,761	16,821	22,585
(うちそば打ち体験利用人数)		1,106	1,169	2,174
利用料金	千円	21,887	19,424	25,749
(うちそば打ち体験利用料)		1,301	1,108	1,951

※消費税及び地方消費税を除く。

(イ) 所管部署の指導監督

基本協定書に基づく、毎月の業務報告書や年度終了後の事業報告書の提出、満足度調査の結果報告、モニタリング調査の実施による事業評価を行うなど、施設管理の状況、利用者の反応等の把握に努めていた。

(ウ) 収支の状況

(単位：千円)

	項目	金額	説明
収入	食事料	16,457	
	酒類及び飲料	157	
	売店売上	3,972	
	利用料	1,301	そば打ち体験料
	その他売上	21	自販機手数料
	雑収入	2,944	雇用調整助成金2,510千円、県コロナ支援金475千円等
	受託料	37	そば製粉受託料
	合計 (A)	24,889	
支出	人件費	11,127	人件費、福利厚生費等
	管理運営費	6,333	消耗品費、光熱水費、委託料等
	売上原価	5,224	食材仕入、商品仕入等
	合計 (B)	22,684	
差引収支差額 (A) - (B)		2,205	

※そば打ち体験のほか、食事処や物品販売の収支も含む。

※消費税及び地方消費税を除く。

エ 施設維持管理の状況

(ア) 施設内外の管理状況

施設内外全般の状況について確認したところ、清掃・整理整頓がされ、良好に管理されていた。また、協定書等に定める設備保守点検等について、各点検結果報告書等関係書類を調査したところ、適正に実施されていた。

(イ) 安全対策

防犯・防災対策について「危機管理対応マニュアル」を作成し、従業員へ周知、市への報告を行っていた。また、法定消防避難訓練を実施しており、安全対策は適正に行われていた。

(ウ) 物品等の管理

市所有の備品は、備品使用貸借契約に基づき、おおむね適正に使用、管理されていた。

(エ) 施設の目的外使用

指定管理施設における職員の駐車場使用、自動販売機の設置について、行政財産使用許可申請書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(オ) 満足度調査及び事業評価

基本協定書に基づく満足度調査を実施していた。令和3年度事業評価は、求める管理基準が適切に実施されているとの評価であった。

